

既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る事務事業者及び調査研究事業者の募集についての公示

平成24年5月23日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る事務事業者及び調査研究事業者を実施する者の募集について公示します。

※この公募は、「既存住宅流通・リフォーム推進事業」を実施する者の公募ではありません。国土交通省が採択した「既存住宅流通・リフォーム推進事業」の採択案件及び補助額等に従って交付申請、交付決定等の事務や調査研究を実施していただく事業者を公募するものです。

1. 事業概要

(1) 事業名

既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る事務事業及び調査研究事業

(2) 事業目的

＜既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る事務事業＞

本事業は、良質な既存住宅の流通に資する事業を実施する補助対象者に対して、事業の実施に係る補助金の交付決定等の事業を行うことにより、「既存住宅流通・リフォーム推進事業」の円滑な実施を図ることを目的とする。

＜既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る調査研究事業＞

新成長戦略に掲げられた、「2020年までの中古住宅・リフォーム市場の倍増」のため、既存住宅流通・リフォーム市場の条件整備を図るための調査研究を行うことを目的とする。

(3) 事業内容

既存住宅流通・リフォーム推進事業を実施する者に対する以下の事業を実施する。

＜既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る事務事業＞

- ① 事業の公募、周知・普及
- ② 交付申請に係る審査、交付決定
- ③ 完了報告に係る審査、額の確定
- ④ 補助金請求に係る審査、支払い
- ⑤ 問い合わせ対応
- ⑥ セキュリティ、不正対応等
- ⑦ 指導監督等
- ⑧ リフォーム費用のデータの収集・整理

<既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る調査研究>

①リフォームの実勢価格調査

- ・既存住宅流通・リフォーム推進事業で補助を行う取り組みについて、予め定めた様式に基づき価格情報を収集し、整理・分析を行う

②インスペクション実態調査

- ・現在行われている様々なインスペクションに係る取り組みについて実態調査を行い、検査・調査を行うものの技術的能力の確保や検査・調査の項目等に関する整理・分析を行う

2. 事務事業者及び調査研究事業者の要件

<既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る事務事業>

次の(1)～(7)までの全ての要件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事業の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事業を適確に遂行する技術的能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。
- (7) 事業の実施によって得た情報により営利を得るものではないこと。

<既存住宅流通・リフォーム推進事業に係る調査研究>

次の(1)～(8)までの全ての要件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事業の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事業を適確に遂行する技術的能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。
- (6) 事業の実施によって得た情報により営利を得るものではないこと。
- (7) 既存住宅流通・リフォーム市場の現状について理解を有していること。
- (8) 上記「1. 事業概要(3) <調査研究>」について具体的な調査・分析手法を提案すること

3. 提案の手續等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 廣瀬、余伝

電話：03-5253-8111(内線39-446)、F A X：03-5253-1629

電子メール：yoden-t23k@mlit.go.jp

(2) 公募要領の交付期間、交付方法

① 交付期間

平成23年5月23日（水）10時00分から平成23年6月5日（火）18時00分まで

② 交付方法

(1)の担当部局にて、紙媒体をもって手渡しする。

公募要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当部局まで連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、提出方法

① 提出期限

平成24年6月5日（火）18時00分まで

② 提出方法

(1)の担当部局へ、持参又は郵送（提出期限必着）

4. 事業者の選定

公募要領に基づき提出された提案書について書類審査等を行い、各事業の目的に最も合致した提案書を提出した1者をそれぞれ採択する。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(3) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、事務事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) その他詳細は公募要領による。

以上